

農業用大型トラクター免許取得推進事業補助金交付要綱

令和6年3月27日産業経済部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市内の次世代を担う農業者の経済的負担の軽減及び後継者育成を図るため、農業用大型トラクター免許取得推進事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、その交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲、補助率及び額は、別表第1に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添付して、次条に規定する申請期間内に市長に提出しなければならない。

(申請期間)

第4条 申請期間は事業実施年度の2月28日までとする。

(実績報告)

第5条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了後速やかに補助事業実績報告書（様式第2号）に別表第3に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金の請求)

第6条 補助事業者は、規則第17条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表第 1 (第 2 条関係)

補助金の種類	性質	事業費補助
	目的	加古川市内の次世代を担う農業者の経済的負担の軽減及び後継者育成を図るため。
補助金の範囲	対象となる者	市の認定農業者・認定新規就農者、市内で農業を営んでいる集落営農組織・農業法人の構成員のうち、申請時点または免許取得時点で 50 歳未満の者
	対象となる経費	自動車教習所等の入所・教習、運転免許試験及び免許証交付に要する費用。ただし、事業実施年度内に支払った経費に限る。 ※複数回の受験など、同一経費の重複分は対象経費としない。
補助金の補助率及び額	補助金の補助率	補助対象経費の 1 / 2 以内
	補助金の額	1 人あたり上限 30 千円 (千円未満切り捨て) ※申請額が予算残額を超える場合は、予算の範囲内で減額調整するものとする。

別表第 2 (第 3 条関係)

申請書添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・収支予算書 ・集落営農組合または農業法人の構成員である場合、その事実が分かる書類の写し ・生年月日が確認できる官公署発行の書類の写し ・その他市長が必要であると認める書類
---------	---

別表第 3 (第 5 条関係)

実績報告書添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・収支決算書 ・事業実施年度に大型特殊自動車免許 (農耕車限定含む。) を取得した免許証の写し ・対象となる経費の領収書等の写し ・その他市長が必要であると認める書類
-----------	--